

日経 225 構成銘柄企業における ストック・オプション

山 下 克 之

I. は じ め に

日本におけるストック・オプションは、バブル経済破たん後の 1990 年代半ば頃に、政府、与党及び経済界において、人材育成を円滑化するためにストック・オプション制度が必要であるとの要請が高まっていたことを背景に導入されたものであった（通商産業省産業政策局資金課 1997, p. 20）。平成 7 年（1995 年）に、新規事業法の認定業者であって株式会社である未公開企業を対象に法律上はじめてストック・オプション制度が導入された。その後、平成 9 年（1997 年）5 月の商法改正により、商法上のストック・オプションが全面解禁になり自己株式方式と新株引受権方式のふたつの制度が導入され、平成 13 年（2001 年）11 月の商法改正により、ふたつの制度が統合され新株予約権として再構築をされた（前田 2003, p. 616）。

平成 18 年（2006 年）5 月に会社法が施行され、会計基準上はそれに先立ち平成 17 年（2005 年）12 月企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準（以下会計基準 8 号）」及び企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（以下適用指針 11 号）」が公表され、平成 18 年（2006 年）5 月 1 日以後にストック・オプションを付与した会社において、原則、公正な評価額による費用計上が

義務付けられることになった（会計基準 8 号, par. 17）。なお、2004 年 2 月には国際財務報告基準 IFRS2 がそして同年 12 月には米国において FAS123R が公表され、ともに公正価値に基づく費用計上を原則求めており¹⁾、国際的コンバージェンスが図られている。

本稿では、まず、ストック・オプションについての会計上の開示基準および有価証券報告書上の開示内容について述べる。次に日経 225 構成銘柄企業におけるストック・オプションの導入状況やストック・オプション付与に伴う費用計上が損益に及ぼす影響を示すとともに J スtock 構成銘柄企業と比較し会計基準 8 号適用前後の変化について分析を行う。そして、これらを踏まえ、費用計上額が企業損益に与える影響について量的基準の重要性²⁾の観点より会計上の開示の在り方や企業規模等を踏まえたうえで公正価値評価による費用計上の必要性についての考察を行う。なお、これらに併せてストック・オプションに関する役員報酬等の開示内容についても考察を行っている。

1) 1948 年に米国で公表されたストック・オプションに対する会計基準 Accounting Research Bulletins（以下 ARB）37 において、労働役務への対価としてのストック・オプション付与に伴い費用計上をしない場合、利益は過大に計上されるとの問題点がすでに指摘されていた。

2) 瀧田（1995, pp. 245-246）、中村（2005, pp. 197-199）は、重要性の判断基準としての量的基準の重要性と質的基準の重要性を述べる中で、量的基準の重要性の方が質的基準の重要性より優先されるとしている。武田（2008, p. 131）は重要性の原則について計算経済性の観点から容認される原則であるとしている。そして「厳密な会計処理を適用するために要する手数（費用）と当該会計処理の結果えられる情報のもつ効用との関連で、前者が後者より著しく大きい場合、簡便な手続きの適用が許容されうる」と述べている。

Ⅱ. スtock・オプションの開示

1. 有価証券報告書における開示内容

有価証券報告書の開示内容の仔細については、企業内容等の開示に関する内閣府令に定められた第二号様式記載上の注意（47）に拠っている。ストック・オプションに関する開示はおもに2項目あり、「提出会社の状況 1. 株式等の状況」の1項目としての「ストック・オプション制度の内容」と「経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項」の1項目としての「ストック・オプション等関係」である。ほかに、「コーポレート・ガバナンスの状況」の「役員の報酬等」のなかの報酬の一種類として開示されている³⁾。なお、以下に述べる有価証券報告書における開示項目については、財務会計基準機構発行の「有価証券報告書の作成要領（平成23年3月期提出用）（以下作成要領）」に拠るものである。

3) 平成21年（2008年）6月の金融庁金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告——上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて——（以下スタディグループ報告）」をはじめコーポレート・ガバナンスに関する報告書等が金融庁のほかに日本経済団体連合、東京証券取引所、経済産業省から当時公表されていた。役員報酬の開示はコーポレート・ガバナンス改革の一環をなすもので重要性が指摘され、その後、スタディグループ報告での指摘事項を踏まえて金融商品取引法令が改正され平成22年（2010年）3月に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され「役員の報酬等」の開示が求められるようになった。スタディグループ報告では、「役員報酬については経営者のインセンティブ構造等の観点から株主や投資家にとって重要な情報であると考えられる。また、非常に高額な報酬やストック・オプションが経営者の経営姿勢を過度に短期的なものとするおそれなどの指摘もあり、役員報酬の決定に係る説明責任の強化を図っていきことが重要な課題である。（中略）報酬の開示の充実が図られるべきである」と指摘されていた（住友信託銀行証券代行部 2010, pp. 1-2）。

「ストック・オプション制度の内容」⁴⁾では、決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数、行使により発行される株式の種類と数、行使時の払込金額、行使期間、行使の条件等が開示されている。「ストック・オプション等関係」では、費用計上額および科目名、ストック・オプションの内容⁵⁾、ストック・オプションの規模およびその変動状況⁶⁾、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法⁷⁾及びストック・オプションの権利確定数の見積方法が開示されている。これらに関する開示については、会計基準 8 号及び適用指針 11 号において定められている⁸⁾（会計基準 8 号 par. 16；適用指針 pars. 24-35）。

-
- 4) 会社法に基づくストック・オプション制度のほかに会社法適用以前に付与されたストック・オプションについての項目がある。会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについては付与日における公正な評価単価の注記は求められていない（適用指針 11 号の改正）。
 - 5) スtock・オプションの内容には、決議されたストック・オプションごとに、付与対象者の区分及び人数、ストック・オプションの数、付与日、権利確定条件、対象勤務期間、権利行使期間の項目がある。
 - 6) スtock・オプションの規模およびその変動状況には、決議されたストック・オプションごとに、「ストック・オプションの数」と「単価情報」の二つの項目があり、「ストック・オプションの数」の内訳として、権利確定前の前連結会計年度末ストック・オプション数、当会計年度期間中の付与数、失効数、権利確定数、未確定残と権利確定後の前連結会計年度末ストック・オプション数、権利確定数、権利行使数、失効数、未行使残の項目がある。「単価情報」の内訳として、権利行使価格、付与時平均株価、付与日における公正な評価単価の項目がある。
 - 7) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法の開示内容には、公正な評価単価が記載されたストック・オプションすべてについて、使用した評価方法、評価にあたっての基礎数値及び見積方法（例えばブラック・ショールズ式なら、株価変動性、予想残存期間、予想配当、無リスク利率）の項目がある。
 - 8) スtock・オプションの発行等により、金融商品取引法に基づく開示の他に、会社法および有価証券上場規程等により情報開示が求められる。

「コーポレート・ガバナンスの状況」の「役員の報酬等」では、有価証券報告書提出会社の最近事業年度に係る報酬等⁹⁾が開示されており、その報酬等の種類の1項目としてストック・オプションに関する報酬額として当該期間に費用計上されたストック・オプションに該当する金額が開示されている。監査役会設置会社の場合、取締役、監査役、社外取締役（含む社外監査役）へ支払われた報酬が総額の内訳として開示されている¹⁰⁾。委員会設置会社の場合は、執行役員、取締役、社外取締役について開示されている。なお、報酬額は提出会社総額の開示のほかに連結報酬等の額が1億円以上である役員については、役員ごとに報酬額の開示が求められている（企業内容等の開示に関する内閣府令に定められた第二号様式記載上の注意（57）¹¹⁾）。

2. 公正な評価額の見積り

ストック・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定する。前項のとおり公正な評価単価の見積方法（算定技法など）と権利確定数の見積方法の開示が求められている。そして権利確定前のストック・オプションの見積り数は、権利確定日までに毎期見直し、権利確定日には権利確定数と一致させることとなっている

9) 会社法上、取締役が受ける報酬、賞与その他の職務執行の対価である財産的利益（報酬等）は、1) 金額が確定したもの、2) 金額が確定しないもの、3) 金銭でないものがある（会社法 361 条）。相澤・葉玉・郡谷（2006, pp.312-316, 408）は、ストック・オプションは1) の金額が確定したもので3) の金銭でないものが該当するとし金銭でないものとしている。監査役に対する報酬も株式会社から受ける財産的利益としている。

10) 監査役の報酬等がストック・オプションの形をとることについての不合理性の見解については江頭（2011, p.501）。

11) 会社法においても役員類型ごとの総額を開示することが義務付けられている（会社法施行規則 121 条）

る¹²⁾ (会計基準 8 号 pars. 4-7)。

公正な評価額に関し、平成 10 年 (1998 年) 9 月に企業財務制度研究会に設置されたストック・オプション等株式関連報酬制度研究委員会報告「ストック・オプション等の会計をめぐる論点」では、測定の信頼性について疑問が呈されていた (荻原 1999, pp.386-387)¹³⁾。さらに、会計基準 8 号等を導入するにあたり平成 14 年 (2002 年) 12 月に公表された「ストック・オプション会計に係る論点の整理」(以下「論点整理」)に対して「ストック・オプションの公正な評価額の見積りに信頼性がない」として、ストック・オプションの価値の見積りの信頼性の観点から、費用認識が困難又は不適當であるとの指摘が寄せられていた (会計基準 8 号, par. 40)。

(1) 算定技法の信頼性

この指摘に対して、会計基準 8 号では「公開企業については、現在利用

12) 業績条件や勤務条件など権利確定条件が付与されているストック・オプションの場合は、権利未確定の状態でも、従業員が労働サービスを提供していることには変わりがないにもかかわらず、権利確定前に失効したストック・オプションに対応する労働サービスは費用と認識しないことになっている (IFRS2 と FAS123R も同様の規定。但し業績条件に株価条件が付与されている場合は IFRS2 及び FAS123R では株価条件が達成されない場合でも、ほかのすべての権利確定条件を満たしている限り、受領したサービスを費用として認識しなければならないことになっている。会計基準 8 号では、「株価を条件とする業績条件とする場合であっても、例えば離散時間型モデル等を利用して合理的に見積った失効数を反映することは認められる」とし権利確定の条件として株価条件の見積りを許容している (IFRS2 pars. 19, 21; ASC pars. 718-10-30-12, 718-10-30-27 (FAS123R での規定該当項目は米国会計基準のコーディフィケーションに拠るもので記している); 会計基準 8 号 par. 51)。ストック・オプションと勤務サービスの対価性、等価性の最近の議論は脚注 18)。

13) 日本で適用するとすれば株式市場データに基づく実証的な検討が必要と指摘していた。

可能な算定技法を用いれば、投資家にとって十分有用な情報が提供されることは、他の国際的な会計基準においても、広く認められている（会計基準 8 号, par. 40）」と記し、国際的な基準であることを理由に利用可能な算定技法を受け入れている。

平成 15 年（2003 年）1 月に公表された企業会計基準委員会による調査（財務会計基準機構 2003）では、ボラティリティなどの計算要素やオプションの期間の前提が結果へ大きく影響することが明らかになったとされていた¹⁴⁾。会計基準 8 号等が導入され数年が経過しストック・オプション評価に関するデータも蓄積されたことから、信頼性を高めるために算定技法の検証を行うべきと考える。

(2) スtock・オプション数の見積りの信頼性

会計基準 8 号等では、ストック・オプションの権利不確定による失効数について、「最善の見積りを行うことが原則であると考えられる。しかし、十分な信頼性をもって、ストック・オプションの失効数を見積ることができない場合には、見積りを行うべきではない。また、会計処理上、ストック・オプションの失効数の見積りを行った場合には、その見積方法を注記することとなる」（会計基準 8 号, par. 52）とある。

ストック・オプションの公正な評価額は、「公正な評価単価×ストック・オプション数」で算定されるものであり、ストック・オプション数の信頼性が不確かなものであれば、公正な評価額は算定されない。ストック・オプション数の見積りについては、会計基準上、勤務条件が付され

14) 椎葉・瀧野（2010, pp.89-107）は、米国において行われてきた研究にもとづき、ストック・オプションの評価額の決定に際して、経営者がどの程度裁量的行動をとってきたかを検証し、「経営者はさまざまな手段を用いて、評価公式のインプットを操作している」との可能性を指摘している。

た場合の「定年退職」（適用指針 11 号, par. 53）の例示があるのみで, 「最善の見積り, 十分な信頼性」（会計基準 8 号, par. 51）, 「合理的な判断によって解釈」, 「合理的に予測」（適用指針 11 号, pars. 50-56）といったあいまいな表現しかなく, 勤務条件や業績条件を見積る方法についての記載はない¹⁵⁾。

ストック・オプション数によって, 公正な評価額すなわち費用計上額は左右されるものであり¹⁶⁾, 十分な信頼性に足る合理的な方法がないとして見積りをしないことで費用計上額のコントロールが可能になる。権利確定条件が付与されたストック・オプションの場合, 確定のための条件を満たす見積りの具体的な算定方法を定めるべきであり, また, 見積りをする場合において見積方法の注記が求められるのと同様に見積りができない場合もできないことについての根拠¹⁷⁾を注記する必要があると考える。

ストック・オプションの公正な評価額は公正な算定技法と公正なストック・オプション数の見積りにより行われることで信頼性が確保されるものであるが, 現状では, 論点整理で指摘されたように公正な評価額の見積

15) 適用指針 11 号に会計処理等の設例が記されているが, そのなかで権利確定前の失効数の見込みをゼロとせず設定している設例が 4 例（退職による失効見込 3 例（設例 1, 2-6, 5-1）, 業績条件が達成されないことによる見込 1 例（設例 3-3））があるが, いずれも見積方法は示されていない（適用指針 11 号 1, 設例 1 から 6-3）。なお, 権利確定に業績条件が付されたもののうち株価条件によるものだけについては「例えば, 離散時間型モデル等を利用して合理的に見積った失効数を反映することは認められる」とされている（会計基準 8 号, par. 52）。

16) 本稿著述にあたり行った日経 225 構成銘柄企業の調査では権利不確定による失効の結果, 費用計上額がマイナスつまり利益が計上される事例がみられた。

17) 作成要領の事例では「合理的な見積りが困難」と記載されているだけである（2011, p.264）。

りの信頼性に疑問が残っている¹⁸⁾。

(3) 開示内容の重要性

ストック・オプション付与に伴う有価証券報告書上の開示は上記でみたとおり多くの項目にわたり、公正な評価単価やストック・オプションの権利確定数では見積りが求められ企業にとっての業務負担は重い。

特に、「ストック・オプション等関係」では、ストック・オプション付与に伴う費用計上額およびその算定の基となるストック・オプションの内容、規模及びその変動状況、公正な評価単価の見積方法及び権利確定数の見積方法の記載が求められており、費用計上額が企業損益に与える影響が小さい場合、情報の量的な重要性に比べ、開示内容の分量が多い。ストック・オプションの発行決議ごとに記載が必要であり、企業損益への影響の大小に関わらず発行決議の回数が増えれば増えるほど、記載分量が増えていくことになる。

また、「提出会社の状況 1. 株式等の状況」の 1 項目としての「ストッ

18) 醍醐 (2010, pp.19-27) はストック・オプションと勤務サービスの対価性、等価性に疑問を呈し、ブラック・ショールズ等による付与日現在で算定された公正価値による会計基準の問題点を指摘している。さらに、ストック・オプションを費用認識するのは既存の報酬体系の代替として用いられた場合に限るべきで、ストック・オプションの価値評価も代替前の金銭報酬を引き継ぐ形で算定すればよいとしている。田中 (2011, pp.14-28) も醍醐、同様にストック・オプションと勤務サービスの対価性、等価性の問題点を指摘した上で、さらに付与日時点でのストック・オプションの評価の信頼性が高いものでないにも関わらず、付与日現在で評価単価の見積りを固定することになっている現行の会計基準を問い、ストック・オプションが貸借対照表において純資産とされている点を挙げ、付与日現在の価値の見積りの信頼性が乏しいことなどにもとづき、ストック・オプションを負債とする可能性を述べている。付与日現在のストック・オプションと勤務サービスの等価性に対する問題提起は、鈴木・多辺田 (2009, p. 85) おいてもされている。

ク・オプション制度の内容」と「経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項」の 1 項目としての「ストック・オプション等関係」の記載内容には、情報開示の目的が相違するとはいえ重複した内容の記載多く、企業損益に与える影響など情報の量的な重要性の大小にかかわらず一律の記載が求められている。ストック・オプション制度の内容、権利確定状況等については引き続き開示をする必要があるが、公正価値評価や開示内容の重複を見直すなど、開示の在り方を検討すべきと考える¹⁹⁾。

3. 役員の報酬等の開示

有価証券報告書において、役員報酬等の一項目として開示されるストック・オプションの金額は最近事業年度の会計上の費用計上額である²⁰⁾。会計上は付与時点において公正価値があるとされるが²¹⁾、通常譲渡制限

19) 平成 23 年（2011 年）3 月に公表された企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」では、ストック・オプションについて財務諸表利用者の開示ニーズが必ずしも高くないことを理由に注記事項等の開示が求められなくなり情報の重要性は低下している。

20) 費用計上額については、平成 22 年（2010 年）3 月の金融庁よりの「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（以下金融庁の考え方）」において「最近事業年度に係る報酬等に該当すると考えられます」と示され、「このような取扱いが多数を占めるものとなった」（住友信託銀行証券代行部 2010, pp.8-9）とのこと。なお、取締役が職務執行の対価として受けとったストック・オプションは、取締役の責任の一部免除が行われる場合には、免除限度額の算定上、付与日現在における公正な評価額が算入される（江頭 2011, p.430）

21) 税務上は権利行使により株主になった時点で、実現した経済的利益に給与所得課税がされ、この時点で所得とされている。いわゆる税制適格のものは権利行使により取得した株式が売却される時点まで課税を繰り延べるということであり権利行使により株主になった時点で経済的利益としていることに変わりはない（所得税法施行令第 84 条；租税特別措置法第 29 条の 2；租税特別措置法 37 条の 10；租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 1 項）。

が付されており、付与時においては権利未確定でかつアウト・オブ・ザ・マネー状態で付与されるのが一般的である。すなわち、付与された役員は、有価証券報告書において開示された金額相当と同等の金銭や市場性のある有価証券と付与時点で換えることができない。仮に公正価値として費用計上された金額相当分の経済的利益がある²²⁾としても、その経済的利益の実現は、権利確定条件を充たした上で、権利確定後の株価動向次第ということになる。付与時点では、会計上の評価額と同等の経済的利益を実現できておらず、スタディグループ報告²³⁾がいうインセンティブとしてストック・オプションが機能しているか不確かである。しかし、ストック・オプションは役員報酬として投資家や株主に開示されるばかりでなく新聞紙上でも広く報じられている²⁴⁾。

スタディグループ報告では「経営者のインセンティブ構造等の観点から株主や投資家にとって重要な情報」とあるが、投資家や株主に開示する企業側の費用計上額の情報と報酬を受け取る経営者のインセンティブ構造との関連は不確かで、株主や投資家にとって重要な情報とはいき切れず、経営者のインセンティブ構造を判断するのに正確でない情報となる可能性が考えられる。おもに金融商品取引法上の論点であるがストック・オプションによる報酬の会計上の数値が「経営者のインセンティブ構造等の観点か

22) 脚注9) でみたとおり、会社法上ストック・オプションは金額が確定したものであるが金銭でないものとされている。相澤・葉玉・郡谷 (2006, p.313) は、社債や新株予約権など会社に対する債権も含まれるとし、「現実の経済的利益の獲得が将来的なものであったり、取締役の行為を必要とするものであったとしても、会社法上は『対価』に該当する」と述べている。

23) スタディグループについては脚注3) 参照。

24) 有価証券報告書での開示情報に基づき、ストック・オプション分も含めた役員報酬額が1億円以上の一部役員につき、新聞紙上にてランキング方式などで報道されている(日本経済新聞平成23年(2011年)7月1日p.11, 平成24年(2012年)4月7日p.13)。

ら株主や投資家にとって重要な情報」に該当するのか、また、同報告の指摘する「開示の充実」に資するものなのか再考すべきと考える。

Ⅲ. ストック・オプションの導入状況

平成 17 年（2005 年）12 月会計基準 8 号等が公表され、会社法の施行日すなわち平成 18 年（2006 年）5 月 1 日以後に付与されるストック・オプションから費用計上が義務付けられることになった。費用計上が義務付けられる前の平成 16 年（2004 年）まででは、およそ 3 分の 1 の上場企業において導入されていた（三浦，長山，野間，伊藤，千葉 2006，p.4）。費用計上が義務付けられた後，平成 22 年（2010 年）まで約 4 割の上場企業においてストック・オプションが利用されているが，平成 19 年（2007 年）以降は同水準で推移しておりストック・オプションの利用企業は増加していない^{25,26)}（タワーズペリン東京支店・日興コーディアル証券 2009，p.1）。

1. J ストック構成銘柄における導入状況

ストック・オプションの費用計上が義務付けられる前の企業会計基準委員会の調査において，新興市場²⁷⁾では費用計上が企業損益に及ぼす影響

25) タワーズワトソン・日興コーディアル証券（2010，pp.1-2）の全上場企業を対象にした調査に拠れば，退任時に行使可能となる行使価額 1 円の報酬型ストック・オプションの付与は増加傾向にある（ストック・オプション全体の中に占める割合は，上場企業全体で平成 20 年（2008 年）には 32%であったが，平成 22 年（2010 年）には 45%）。

26) 花崎・松下（2010，pp.68-77）は日本においてストック・オプションが企業の収益性の向上に効果を発揮しているか否かについて 1997 年から 2006 年までのデータに基づき分析を行いストック・オプション導入によって収益性が向上する効果は限定的であるとしている。

27) この調査における新興 3 市場とは，JASDAQ，東証マザーズ，（旧称）ナスダ

が市場全体より大きく、また、一定ではないことが予測されていた。平成 18 年（2006 年）5 月より会計基準 8 号等が適用され、ストック・オプションの費用計上が義務付けられた後のストック・オプション制度の実態について、筆者は前著にて、日本における代表的な新興市場であるジャスダックの J ストック銘柄について調査を行った（山下 2011, pp.123-148）。

この調査では、平成 21 年（2009 年）1 月から 12 月までの決算期においてストック・オプションの権利未確定残、未行使残等によりストック・オプションが過去も含め存在したことが確認できたのは J ストック銘柄 73 社（平成 22 年（2010 年）10 月 8 日時点）のうち 49 社（全体の 67.12%）であった。費用計上を求める会計基準 8 号等適用後、新規にストック・オプションを導入した企業数は 1 社（全体の 1.36%）、新規の付与がない企業は 23 社（全体の 31.50%）、同基準適用前後ともに付与した企業は 25 社（全体の 34.24%）であった。

会計基準 8 号等適用後、新規にストック・オプションを導入した企業がわずか 1 社であり、また、J ストック銘柄のうちのストック・オプション導入企業のおよそ半分の企業が費用計上を求められるようになって以降新たな付与を行っておらず、費用計上がストック・オプションの導入企業数に影響を与えている可能性が考えられた²⁸⁾。

2. 日経 225 構成銘柄企業における導入状況

平成 23 年（2011 年）12 月現在における日経 225 構成銘柄企業のうち、

↘ ダック・ジャパン。

28) 野村証券金融経済研究所の調査では、平成 19 年（2007 年）4 月から 6 月にストック・オプションを付与するとした企業は、費用計上求められる前の前年同時期に比べて 4 割減であった（日本経済新聞平成 19 年（2007 年）12 月 19 日）。

平成 23 年（2011 年）1 月から 12 月までの決算期において、権利未確定残、未行使残等の開示状況によって現在もしくは過去においてストック・オプション制度があることが確認できた企業は 112 社（全体の 49.77%）であった。残りの 113 社（全体の 50.22%）ではストック・オプション制度が確認できなかった。平成 22 年（2010 年）1 月から 12 月までの決算期においては 110 社（全体の 48.88%）、平成 21 年（2009 年）1 月から 12 月までの決算期においても 108 社（全体の 48.00%）と過去 3 年間導入企業数はほぼ変わらず、概ね 5 割の企業においてストック・オプションが導入されている。

表 1 ストック・オプション導入企業の年度別企業数

	企業数	対日経 225 全体比率
平成 23 年（2011 年）	112	49.77%
平成 22 年（2010 年）	110	48.88%
平成 21 年（2009 年）	108	48.00%

平成 23 年（2011 年）12 月までにストック・オプション制度が確認できた企業 112 社のうち、会計基準 8 号等が適用されストック・オプション付与に伴い費用計上が求められるようになってから新たにストック・オプション制度を導入した企業は 20 社（全体の 8.88%）であり、新規に付与をしていない企業は 23 社（全体の 10.22%）であった。ストック・オプション付与に伴い費用計上が求められる以前、以後ともに引き続きストック・オプションを付与した企業は 69 社（全体の 30.66%）であった。

表 2 会計基準 8 号等適用前後におけるストック・オプションの付与状況

	企業数	対日経 225 全体比率
会計基準 8 号等適用後新規に導入	20	8.88%
同基準適用後は新規の付与なし	23	10.22%
同基準適用の前後ともに付与あり	69	30.66%
同基準適用の前後ともに付与なし	113	50.22%

会計基準 8 号等が適用されストック・オプション付与に伴い費用計上が求められるようになってから新たにストック・オプション制度を導入し付与した企業は 20 社であり、導入時期は平成 23 年（2011 年）0 社、平成 22 年（2010 年）2 社、平成 21 年（2009 年）2 社、平成 20 年（2008 年）5 社²⁹⁾、平成 19 年（2007 年）7 社、平成 18 年（2006 年）4 社³⁰⁾であり新規に導入する企業は減少傾向にある。

表 3 会計基準 8 号等適用後新規にストック・オプション制度を設けた企業の導入時期

	企業数	対日経 225 全体比率
平成 23 年（2011 年）	0	0.00%
平成 22 年（2010 年）	2	0.88%
平成 21 年（2009 年）	2	0.88%
平成 20 年（2008 年）	5	2.22%
平成 19 年（2007 年）	7	3.11%
平成 18 年（2006 年）	4	1.77%

業種別の導入状況（次々頁表 4）では、会計基準 8 号等適用後新規に導入した企業（表 4 の①列）と会計基準適用前後ともに付与（表 4 の③列）し

29) 大日本印刷が平成 22 年（2010 年）5 月に行った文教堂グループホールディングスの株式取得による連結子会社化によるものが含まれる。子会社化される前に文教堂グループホールディングスが平成 20 年（2006 年）に制度導入したもの。なお、文教堂グループホールディングスを除く大日本印刷（連結ベース）では会計基準 8 号等適用の前後ともにストック・オプション制度は導入していない。子会社化後、文教堂グループホールディングスも新規の制度導入はしていない。

30) サッポロホールディングスが平成 23 年（2011 年）3 月に行ったポッカコーポレーションの株式取得による連結子会社化によるものが含まれる。子会社化される前にポッカコーポレーションが平成 18 年（2006 年）に制度導入したもの。なお、コーポレーションを除くサッポロホールディングス（連結ベース）では会計基準 8 号等適用の前後ともにストック・オプション制度は導入していない。子会社化後、ポッカコーポレーションも新規の制度導入はしていない。

ている企業の合計が業種全体の5割を超えているのは食品（11社中6社）、化学（16社中9社）、医薬品（8社中6社）、その他製造（3社中2社）、小売業（8社中5社）、銀行（11社中7社）、証券（3社中2社）であった。

会計基準適用前後ともに付与がない（表4の②列）企業が多い業種は建設（8社中5社）、繊維（5社中3社）、パルプ・紙（4社中3社）、窯業（9社中5社）、鉄鋼（6社中6社）、非鉄・金属（12社中10社）、保険（6社中4社）、鉄道・バス（8社中7社）、陸運（2社中2社）、電力（3社中3社）、ガス（2社中2社）であり、いわゆる重厚長大型企業およびインフラ関連企業においてストック・オプションはあまり用いられない傾向がみられる。

3. 日経225構成銘柄企業とJストック構成銘柄企業との比較

平成21年（2009年）の日経225構成銘柄企業におけるストック・オプションの導入状況は48.00%であり、同年のJストック銘柄構成企業の67.12%を大幅に下回る結果になった。日経225構成銘柄企業では、業種間の差が大きく鉄鋼、非鉄・金属製品、造船、鉄道・バス、電力、ガスといったJストック構成銘柄には少ないいわゆる「重厚長大型企業」と「インフラ系企業」ではほとんどストック・オプションが用いられていなかった。

会計基準8号等適用後、新規にストック・オプション制度を導入した企業は日経225構成銘柄では8.88%であるのに対して、Jストック銘柄構成企業では1.36%であり、また、新規に付与がない企業は日経225構成銘柄企業では10.22%であるのに対してJストック銘柄構成企業では31.50%となった。会計基準8号等適用前後ともに引き続き付与している企業は日経225構成銘柄で30.66%であるのに対し、Jストック構成銘柄企業では34.24%であった。つまり、会計基準適用後、ストック・オプションを付与した企業は日経225構成銘柄企業では39.54%（8.88%+30.66%）であり、Jストック銘柄構成企業では35.60%（1.36%+34.24%）となった。

表 4 業種別導入状況

	日経 225 構成銘柄		①会計基準 8 号等適用後新規に導入		②同基準適用後新規の付与なし		③同基準適用の前後ともに付与あり		④同基準適用の前後ともに付与なし	
	社数	シェア	社数	シェア	社数	シェア	社数	シェア	社数	シェア
水産	2	0.89%	0	—	1	4.35%	0	—	1	0.88%
鉱業	1	0.44%	0	—	0	—	0	—	1	0.88%
建設	8	3.56%	0	—	1	4.35%	2	2.90%	5	4.42%
食品	11	4.89%	2	10.00%	2	8.70%	4	5.80%	3	2.65%
繊維	5	2.22%	1	5.00%	0	—	1	1.45%	3	2.65%
パルプ・紙	4	1.78%	1	5.00%	0	—	0	—	3	2.65%
化学	16	7.11%	3	15.00%	0	—	6	8.70%	7	6.19%
医薬品	8	3.56%	1	5.00%	0	—	5	7.25%	2	1.77%
石油	2	0.89%	0	—	1	4.35%	1	1.45%	0	—
ゴム	2	0.89%	0	—	0	—	1	1.45%	1	0.88%
窯業	9	4.00%	1	5.00%	0	—	3	4.35%	5	4.42%
鉄鋼	6	2.67%	0	—	0	—	0	—	6	5.31%
非鉄・金属製品	12	5.33%	0	—	1	4.35%	1	1.45%	10	8.85%
機械	16	7.11%	2	10.00%	1	4.35%	6	8.70%	7	6.19%
電気機器	29	12.89%	1	5.00%	4	17.39%	11	15.94%	13	11.50%
造船	2	0.89%	0	—	0	—	0	—	2	1.77%
自動車	9	4.00%	1	5.00%	2	8.70%	3	4.35%	3	2.65%
精密機器	5	2.22%	0	—	2	8.70%	2	2.90%	1	0.88%
その他製造	3	1.33%	1	5.00%	0	—	1	1.45%	1	0.88%
商社	7	3.11%	1	5.00%	0	—	3	4.35%	3	2.65%
小売業	8	3.56%	2	10.00%	1	4.35%	3	4.35%	2	1.77%
銀行	11	4.89%	2	10.00%	0	—	5	7.25%	4	3.54%
証券	3	1.33%	0	—	1	4.35%	2	2.90%	0	—
保険	6	2.67%	0	—	0	—	2	2.90%	4	3.54%
その他金融	1	0.44%	0	—	1	4.35%	0	—	0	—
不動産	6	2.67%	1	5.00%	1	4.35%	1	1.45%	3	2.65%
鉄道・バス	8	3.56%	0	—	1	4.35%	0	—	7	6.19%
陸運	2	0.89%	0	—	0	—	0	—	2	1.77%
海運	3	1.33%	0	—	1	4.35%	1	1.45%	1	0.88%
空運	1	0.44%	0	—	0	—	0	—	1	0.88%
倉庫	1	0.44%	0	—	0	—	0	—	1	0.88%
情報・通信	6	2.67%	0	—	0	—	3	4.35%	3	2.65%
電力	3	1.33%	0	—	0	—	0	—	3	2.65%
ガス	2	0.89%	0	—	0	—	0	—	2	1.77%
サービス・卸売	7	3.11%	0	—	2	8.70%	2	2.90%	3	2.65%
合計	225	100%	20	100%	23	100%	69	100%	113	100%

会計基準適用前後も含めたストック・オプション導入状況ではＪストック構成銘柄企業（67.12％）が日経 225 構成銘柄企業（48.00％）を上回っているが、会計企業 8 号適用後のみではＪストック構成銘柄企業（35.60％）が日経 225 構成銘柄企業（39.54％）を下回る結果となった。会計基準 8 号等の適用が、新興企業であり比較的小規模企業で構成されるＪストック構成銘柄企業において、日経 225 構成銘柄企業以上にストック・オプション制度の導入を抑制させている可能性がある。

IV. スtock・オプションの付与に伴う費用計上が損益に与える影響調査

会計基準 8 号等が適用され費用計上が求められることになる前に行われた企業会計基準委員会による調査³¹⁾では、企業損益への影響は公開市場全体において、ストック・オプションの予想残存期間別で見た場合、最小 1.38% から最大 2.77% であり、「数 % 程度」との影響があるとの予測がなされていた（財務会計基準機構 2003, pp. 70, 75）。特に、新興 3 市場においては、最小 3.51% から最大 6.72% であり、新興市場では費用計上が及ぼす影響が市場全体より大きく、また、一定ではないことが予測されていた³²⁾。

会計基準 8 号等適用後のストック・オプション制度の実態について、筆者は前著において、日本における代表的な新興市場であるジャスダックのＪストック銘柄について調査を行った（山下 2011, pp. 123-148）。この調査では、Ｊストック銘柄全体では当期利益に対する比率は 1 % 程度であり、

31) 対連結当期純利益に対する費用額の比率のほかに、対連結売上高、対連結営業利益、対連結株主資本に対する費用額の比率も調査が行われた。

32) 企業会計基準委員会の調査のほかに、会計基準 8 号等適用前に乙政（2001）、竹口（2002）、田中（2005）らによってストック・オプション付与に伴う費用計上が企業損益に与える影響について調査が行われている。これらの調査概要は山下（2011, p. 137）にて述べている。

企業会計基準委員会がおこなった数 % 程度の影響という数値とは乖離した結果となり、個別企業の状況においてはばらつきあるものの費用計上しないと利益は過大に報告されるといった問題点があるとは言い難い値であった。

本稿においては、日本を代表する株価指数である日経平均を構成する東京証券取引所第一部上場銘柄の 225 社を取り上げ、費用計上が義務付けられた後のストック・オプションの導入状況と費用計上が企業損益に及ぼしている影響について調査をした。

1. J スtock構成銘柄企業における費用計上

前述した（山下 2011, pp.123-148）の調査において、平成 19 年（2007 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 21 年（2009 年）の 3 年間にストック・オプション付与に伴う費用計上をおこなった企業数は、J スtock銘柄 73 社のうちそれぞれ 15 社、18 社、22 社であった。費用計上が対当期純利益に与える影響は中央値でそれぞれ、0.62%、0.98%、1.35% であり、ストック・オプション付与に伴う費用計上の企業損益への影響は個別企業ごとにばらつきがあるものの限定的であることが判明した。ストック・オプションの費用計上が義務付けられる前の企業会計基準委員会の調査において新興企業に与える影響は 3.51%~6.72% と予測されており、予測を大きく下回る結果となった。

ストック・オプションが権利不行使によって失効した場合は、失効に対する部分を特別利益として新株予約権戻入益等の名称で計上する（適用指針 11 号, par. 47）。J スtock構成銘柄企業のこの項目についても調査を行っており、戻入益が計上された事例が平成 19 年（2008 年）1 件、平成 20 年（2009 年）1 件、平成 21 年（2010 年）10 件とあった。当期純利益/純損失に対する比率は大半が 1 % 以下から数 % 程度で損益に対する影響はほとんど見られなかった。ただ、大きな値の事例があり（赤字会社の決算

において当期純損失に対して 18.63%) 一部の企業においてはストック・オプションの権利不行使による戻入益の計上が損益に影響を与えている³³⁾。

2. 日経 225 構成銘柄企業における費用計上

平成 23 年 (2011 年) 1 月から 12 月まで決算期においてストック・オプションの付与に伴い費用計上をした企業は 75 社であり、中央値は 186 百万円で最大値は 18,638 百万円、最小値は 2 百万円であった。当期純利益に対する比率では、中央値 0.41%, 最大値 58.38%, 最小値 0.01% となった。なお、当期純利益が赤字企業の場合は、比率は絶対値としている。平成 22 年 (2010 年) 1 月から 12 月まで決算期においてストック・オプションの付与に伴い費用計上をした企業は 72 社であり、中央値は 183 百万円で最大値は 9,737 百万円、最小値は 15 百万円であった。当期純利益に対する比率では、中央値 0.73%, 最大値 21.07%, 最小値 0.01% となった。平成 21 年 (2009 年) 1 月から 12 月までの決算期においてストック・オプションの付与に伴い費用計上をした企業は 77 社であり、中央値は 177 百万円で最大値は 16,476 百万円、最小値は 5 百万円であった。当期純利益に対する比率では、中央値 0.48%, 最大値 19.46%, 最小値 0.003% となった。なお、各期間に計上された費用額の合計は、平成 23 年 (2011 年) 47,645 百万円、平成 22 年 (2010 年) 39,062 百万円、平成 21 年 (2009 年) 46,162 百万円であった。

戻入益については、対当期利益に対する比率が 27.26% (戻入益 4,727 百

33) 野口 (2006, pp.62-67) は新株予約権戻入益が計上される問題点を示し、戻し益のおかげで赤字転落を免れた企業があったと報告している。また、新株予約権戻入益とそれを含む会計利益は株式市場でどのように評価されているかについての実証分析では新株予約権戻入益を計上する企業における会計利益の価値関連性は低下することが示されている (野口, 乙政, 須田 2008, pp.397-414)。

万円/当期純利益 17,341 百万円) という突出した事例が見られた³⁴⁾。大半が 1 % 以下であり、損益に対する影響があるのはごく限られた事例のみであった。

表 5 費用額と対連結当期純利益影響度

	平成 23 年		平成 22 年		平成 21 年	
	費用額 (百万円)	対当期純利益 /純損失	費用額 (百万円)	対当期純利益 /純損失	費用額 (百万円)	対当期純利益 /純損失
中央値	186	0.41%	183	0.73%	177	0.48%
最大値	18,638	58.38%	9,737	21.07%	16,476	19.46%
最小値	2	0.01%	15	0.01%	5	0.003%
合計額	47,645	—	39,062	—	46,162	—
企業数	75		72		77	

※赤字企業の場合は、対当期純利益（純損失）の比率は絶対値とした。

3. 日経 225 構成銘柄企業と J ストック構成銘柄企業との比較

中央値について見ると、調査年が重なる平成 21 年の場合、当期純利益に対する比率は日経 225 銘柄構成企業が 0.48%、J ストック構成銘柄企業が 1.35% となった。その他の年もそれぞれ小さな値であり個別企業ごとにばらつきがあるが、費用計上をしない場合、利益は過大に計上されとの問題点があるとは現状では言い難い値となった。ただ、新興企業で構成される J ストック構成銘柄企業の方が大きな値となっており費用計上が損益に与える影響が新興企業の方が大きい。

戻入益についても、日経 225 構成銘柄企業と J ストック構成銘柄企業ともに全体では損益に与える影響はほとんどないという結果であった。ごく限られた事例であるがなかには日経 225 構成銘柄企業では 30% 近くのケースや、J ストック構成銘柄企業では 20% 近くとなったケースもあった。

34) 有価証券報告書の「経営成績の分析」の「特別損益」の項目のなかで、行使期間の満了、失効によるものと説明がされている。

表 6 企業別戻入益の計上状況

(単位：百万円)

		当期純利益	戻入益	比率	費用額	比率
平成 23 年	トレンドマイクロ	17,341	4,727	27.26%	2,723	15.70%
	三越伊勢丹	2,640	118	4.47%	280	10.61%
	豊田通商	47,169	395	0.84%	436	0.92%
	新生銀行	42,650	225	0.53%	－34	－0.08%
	ダイキン工業	19,872	44	0.22%	322	1.62%
	デンソー	143,033	149	0.10%	861	0.60%
	凸版印刷	12,153	10	0.08%	0	－
	ヤフー	92,174	73	0.08%	186	0.20%
	信越化学	110,119	85	0.08%	259	0.24%
	キッコーマン	7,770	5	0.06%	0	－
	花王	46,737	20	0.04%	214	0.46%
	住友電気工業	70,614	1	0.00%	0	－
	日産自動車	319,221	3	0.00%	31	0.01%
	マツダ	－60,042	8	－0.01%	23	－0.04%
	日本電気	－12,518	8	－0.06%	0	－
平成 22 年	日立建機	4,019	141	3.51%	159	3.96%
	豊田通商	27,339	185	0.68%	418	1.53%
	日本電気	11,428	30	0.26%	0	－
	キッコーマン	8,602	17	0.20%	94	1.09%
	凸版印刷	11,703	23	0.20%	0	－
	デンソー	73,427	70	0.10%	968	1.32%
	ダイキン工業	19,390	12	0.06%	264	1.36%
	スカパー JSAT	14,223	8	0.06%	0	－
	住友電気工業	28,708	13	0.05%	0	－
	商船三井	12,722	5	0.04%	223	1.75%
	花王	40,506	13	0.03%	295	0.73%
	日産自動車	42,390	9	0.02%	307	0.72%
	信越化学	83,852	16	0.02%	1,218	1.45%
	マツダ	－6,478	4	－0.06%	109	－1.68%
	三越伊勢丹	－63,521	68	－0.11%	299	－0.47%
	新生銀行	－140,150	229	－0.16%	94	－0.07%
平成 21 年	三越伊勢丹	4,683	11	0.23%	0	－
	花王	64,462	9	0.01%	292	0.45%
	デンソー	－84,085	56	－0.07%	850	－1.01%

※配列順は戻入益の対当期純利益に対する比率順。

※スカパー JSAT はスカパー JSAT ホールディングスが正式名。

V. 日経 225 構成銘柄企業における役員報酬開示

日経 225 構成銘柄企業のうち、平成 23 年（2011 年）1 月から 12 月までの決算期において、連結決算ベースでストック・オプション付与に伴い費用計上している企業は 75 社であり、うち 67 社の提出会社の役員報酬等の欄においてストック・オプションが報酬の一項目として開示されていた。67 社のうち 60 社が監査役会設置会社であり 7 社が委員会設置会社であった。

1. 役員報酬等の合計額に占めるストック・オプションによる報酬額の割合

ストック・オプションによる報酬が役員報酬等に占める割合は、監査役会設置会社の平均では 13.75% であり、委員会設置会社の平均では 13.99% となった。ストック・オプションを付与している企業においては、役員報酬等の合計額の約 1 割程度がストック・オプションに拠っている³⁵⁾。

表 7 ストック・オプション報酬額の割合

	平成 23 年					
	監査役会設置会社(60)			委員会設置会社(7)		
	役員報酬等 合計 (百万円)	ストック・ オプション による報酬 (百万円)	※ストック・ オプション報 酬額の割合	役員報酬等 合計 (百万円)	ストック・ オプション による報酬 (百万円)	※ストック・ オプション報 酬額の割合
中央値	549.50	68.00	11.75%	720.00	83.00	12.61%
最大値	1,889.00	616.00	47.21%	1,961.00	431.00	29.74%
最小値	150.00	1.00	0.16%	352.00	26.00	3.61%
平均値	654.30	97.63	13.75%	948.57	127.57	13.99%
合計	39,258.00	5,858.00	14.92%	6,640.00	893.00	13.45%

※「ストック・オプション報酬額の割合」における数値（％）は監査役会設置会社 60 社分と委員会設置会社 7 社分のデータにおける中央値等のものであり、この表における「ストック・オプションによる報酬」÷「ストック・オプションによる報酬」の結果ではない。

35) 住友信託銀行証券部が平成 23 年（2011 年）に 1,897 社を対象にした調査では、報酬の種別を a) 基本報酬, b) 賞与, c) ストック・オプション, d) 退

2. 役員報酬等としてのストック・オプション報酬額に占める付与対象者の割合

役員報酬等の一項目としてのストック・オプションの報酬額のうち、監査役設置会社で取締役の区分にて開示されている額は全体の 93.59%、委

表 8-1 監査役設置会社

平成 23 年(対象 60 社)						
取締役		監査役		社外監査役・社外取締役		
取締役に對する ストック・オプション報酬 (百万円)(a)	(a) / 全報酬 額のストック・ オプション	監査役に對する ストック・オプション報酬 (百万円)(b)	(b) / 全報酬 額のストック・ オプション	社外監査役・ 社外取締役に對する ストック・オプション報酬 (百万円)(c)	(c) / 全報酬 額のストック・ オプション	
中央値	67	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
最大値	616	100.00%	26	39.29%	26	100.00%
最小値	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
平均値	95	93.59%	1	1.43%	2	4.89%
合計	5,687	—	72	—	99	—

表 8-2 委員会設置会社

平成 23 年(対象 7 社)						
執行役員		取締役		社外取締役		
執行役員に對する ストック・オプション報酬 (百万円)(a)	(a) / 全報酬 額のストック・ オプション	取締役に對する ストック・オプション報酬 (百万円)(b)	(b) / 全報酬 額のストック・ オプション	社外取締役に對する ストック・オプション報酬 (百万円)(c)	(c) / 全報酬 額のストック・ オプション	
中央値	80	82.31%	9	9.38%	0	0.00%
最大値	331	100.00%	89	80.77%	12	16.67%
最小値	5	19.23%	0	0.00%	0	0.00%
平均値	102	76.65%	21	19.86%	4	3.49%
合計	715	—	150	—	28	—

➡ 職慰労金としたうえで集計し、ストック・オプションが報酬に占める割合を示している。例えば取締役の区分では、 $c/(a+c)$ で 13.0%、 $c/(a+b+c)$ で 12.9%、 $c/(a+c+d)$ で 7.3%、 $c/(a+b+c+d)$ で 9.5%（住友信託銀行証券部 2011, pp.8-12）。

員会設置会社で執行役員区分にて開示されている額は全体の 76.65% となっている。

VI. 今後の課題

平成 17 年（2005 年）12 月の会計基準 8 号等の導入の背景として日本におけるストック・オプションの利用の活発化が挙げられていた（会計基準 8 号, par. 1）。その後、全上場企業の約 4 割の企業において利用されるようになったストック・オプションであるが、平成 19 年（2007 年）以降は同水準で推移しており近年ストック・オプションの利用は増えていない。今回調査の日経 225 構成銘柄においては、約 5 割の企業がストック・オプション制度を導入していることが判明したが、全上場企業と同様過去 3 年間利用企業数は増えていない。また、会計基準 8 号等導入以降のみでみた場合、ストック・オプション制度を取りやめている企業が 23 社であり、新規導入企業の 20 社³⁶⁾を上回る状況であり、ストック・オプションが継続して活発的に利用されているとは言い難いものであった。J ストック構成銘柄では、会計基準 8 号等の導入後、取りやめている企業 23 社に対し新規導入企業は 1 社のみで、全体でもストック・オプション利用企業はほぼ半減し約 3.5 割程度と低調な水準になっていた³⁷⁾。

費用計上が企業損益に与える影響では、日経 225 構成銘柄および J ストック構成銘柄ともに中央値で概ね 1% 以下で、個別企業ごとにばらつ

36) 脚注 29)、30) でみたとおり株式取得による子会社化によるものが含まれ実質では 18 社。

37) わが国においてストック・オプション制度は当初、新規事業育成をするうえで、人材確保を円滑化するために導入されたものであった（通商産業省産業政策局産業資金課 1997, p. 20）。

きがあるものの、費用計上をしない場合、利益は過大に計上されるとの問題点があるとは現状では言い難い値となり、大半の企業において、ストック・オプション付与に伴う費用計上額は量的に重要性が高いものとは言えないものであった。しかしながら、有価証券報告書には費用計上額のみならず、算定根拠となる詳細な情報開示が求められており企業の業務負担は重く費用計上額が企業損益に与える影響が大きい企業の開示内容は簡素化を検討すべきと考える。

量的に重要性が高いとは言えない費用計上額についての信頼性やストック・オプションの対価性や等価性に疑義が呈されている。新興市場企業など一定の規模以下の企業には、ストック・オプションの公正な評価や開示業務から解放するために、未公開企業³⁸⁾と同様に本源的価値評価も許容し、ストック・オプション制度を再度活発化するための環境整備として企業負担の軽減を検討すべきである。そして、ストック・オプションの導入当初の目的である新規事業育成を推進することが重要である。

役員報酬等の開示においては、役員報酬等にしめるストック・オプションの割合が概ね1割程度であったが、開示される報酬額が会計上の費用計上額に拠るものであり、その情報が株主や投資家に対し適切に経営者のインセンティブ構造を示しているか否か検討すべきと考える。

本稿における調査は日経225構成銘柄企業などに限られたものであり、会計基準8号等が導入されてから数年が経過しデータの蓄積も増えたことから、今後の国際的な会計基準³⁹⁾の動向に併せて、会計基準8号等が適

38) 会計基準8号, par. 13

39) 2007年11月にFASBから予備的見解文書「資本としての特性を備えた金融商品」が公表されその中で予備的結論となっている狭義資本説(basic ownership approach)という考え方において、ストック・オプションは負債と位置づけられている(FASB 2007, par. 28)。負債と位置付けることによる影響について山田(2008, p. 84)、野口(2010, p. 6)が詳しく述べている。欧州

用される前に企業会計基準委員会にて行われた質問票の送付やインタビューによる調査⁴⁰⁾に倣い多くの企業を対象に調査を行い、日本におけるストック・オプションの開示や会計の見直しの課題を整理する必要がある。

↘ では Pro-active Accouting Activities in Europe (PAA in E) により公表された Discussion Paper, Distinguishing between Liabilities and Equity において資本とされている。PAA in E 及び FASB から予備的見解文書については、山田 (2008, pp. 84-93), 野口 (2010, pp. 1-12) が詳しく検討をしている。また、包括利益に対応する会計処理となるような考え方が, Ohlson and Penman (2005) に代表される新負債説として取り上げられており, Ohlson and Penman (2005) については, 斎藤 (2006, pp. 1-14) にて検討がされている。

40) サンプル数として公開企業 1,803 サンプル, インタビュー調査が 79 社に行われ結果が集計された (財務会計基準機構 2003, pp. 1-2)。

(参考資料) 企業別費用計上状況

単位：百万円

業 種	企業名および決算月	平成 23 年			平成 22 年			平成 21 年		
		1 月	3 月	3 月	当期純利益	費用額	比率	当期純利益	費用額	比率
建設	積水ハウス				30,421	73	0.24%	-29,277	76	0.26%
建設	コムシス H.				9,543	134	1.40%	7,097	179	2.52%
食品	日本ハム				16,731	0	0.00%	15,721	0	0.00%
食品	キッコーマン				7,770	0	0.00%	8,602	94	1.09%
食品	日清製粉グループ本社				14,187	57	0.40%	16,839	47	0.28%
食品	キリン H.				7,407	86	1.16%	47,099	82	0.17%
食品	日本たばこ産業				144,961	202	0.14%	138,448	209	0.15%
繊維	日清紡 H.				11,184	46	0.41%	1,896	48	2.53%
繊維	帝人				25,182	91	0.36%	-35,683	106	0.30%
バルブ・紙	王子製紙				24,619	67	0.27%	24,886	56	0.23%
化学	日本化薬				13,004	29	0.22%	9,871	28	0.28%
化学	宇部興産				17,267	69	0.40%	8,217	72	0.88%
化学	三菱ケミカル H.				83,581	83	0.10%	12,833	0	0.00%
化学	東ソー				10,014	82	0.82%	6,890	81	1.18%
化学	資生堂				12,790	194	1.52%	33,671	185	0.55%
化学	クラレ				28,742	437	1.52%	16,315	81	0.50%
化学	花王				46,737	214	0.46%	40,506	295	0.73%
化学	富士フイルム H.				63,852	606	0.95%	-38,441	557	1.45%
化学	信越化学				110,119	259	0.24%	83,852	1,218	1.45%
医薬品	協和発酵キリン				25,608	86	0.34%	22,197	82	0.37%
医薬品	エーザイ				67,394	129	0.19%	40,338	127	0.31%
医薬品	武田薬品工業				247,868	180	0.07%	297,744	180	0.06%

(前頁からの続き)

単位：百万円

業 種	企業名および決算月	平成 23 年			平成 22 年			平成 21 年			
		当期純利益	費用額	比率	当期純利益	費用額	比率	当期純利益	費用額	比率	
医薬品	中外製薬	12月	35,234	240	0.68%	41,433	264	0.64%	56,634	213	0.38%
医薬品	アステラス製薬	3月	67,650	338	0.50%	122,257	325	0.27%	170,986	302	0.18%
医薬品	第一三共	3月	70,121	649	0.93%	41,852	836	2.00%	-215,499	381	0.18%
石油	JX H.	3月	311,736	0	0.00%	29,811	239	0.80%	-40,494	177	0.44%
ゴム	ブリヂストン	12月	102,970	255	0.25%	98,913	178	0.18%	1,043	203	19.46%
窯業	TOTO	3月	5,115	73	1.43%	878	79	9.00%	-26,261	103	0.39%
窯業	日本碍子	3月	24,463	93	0.38%	17,808	116	0.65%	24,467	118	0.48%
窯業	日本板硝子	3月	292	55	18.84%	-4,832	203	4.20%	21,597	239	1.11%
窯業	旭硝子	12月	95,290	323	0.34%	123,184	283	0.23%	19,985	331	1.66%
非鉄・金属製品	住友電気工業	3月	70,614	0	0.00%	28,708	0	0.00%	17,237	6	0.03%
機械	アマダ	3月	2,716	86	3.17%	-3,739	0	0.00%	8,488	0	0.00%
機械	IHI	3月	29,764	117	0.39%	17,378	107	0.62%	-7,407	92	1.24%
機械	荏原製作所	3月	28,191	258	0.92%	5,441	103	1.89%	-13,113	0	0.00%
機械	日本精工	3月	26,110	146	0.56%	4,765	133	2.79%	4,561	118	2.59%
機械	日立建機	3月	11,088	0	0.00%	4,019	159	3.96%	18,253	333	1.82%
機械	ダイキン工業	3月	19,872	322	1.62%	19,390	264	1.36%	21,755	247	1.14%
機械	小松製作所	3月	150,752	137	0.09%	33,559	413	1.23%	78,797	376	0.48%
機械	三菱重工	3月	30,117	324	1.08%	14,163	326	2.30%	24,217	388	1.60%
電気機器	日本電気	3月	-12,518	0	0.00%	11,428	0	0.00%	-296,646	8	0.00%
電気機器	富士通	3月	44,765	21	0.05%	126,121	28	0.02%	47,881	25	0.05%
電気機器	太陽電	3月	-5,506	39	0.71%	-680	35	5.15%	-14,332	44	0.31%
電気機器	アドバンテスト	3月	3,163	165	5.22%	-11,454	143	1.25%	74,902	248	0.33%

(前頁からの続き)

単位：百万円

業 種	企業名および決算月	平成 23 年			平成 22 年			平成 21 年		
		当期純利益	費用額	比率	当期純利益	費用額	比率	当期純利益	費用額	比率
電気機器	京セラ	122,448	190	0.16%	40,095	160	0.40%	29,506	215	0.73%
電気機器	TDK	45,264	372	0.82%	13,520	302	2.23%	-63,160	333	0.53%
電気機器	東京エレクトロン	71,924	385	0.54%	-9,033	619	6.85%	7,543	664	8.80%
電気機器	キヤノン	248,630	748	0.30%	246,603	643	0.26%	131,647	564	0.43%
電気機器	デンソー	143,033	861	0.60%	73,427	968	1.32%	-84,085	850	1.01%
電気機器	ソニー	-259,585	1,952	0.75%	-40,802	2,202	5.40%	-98,938	3,446	3.48%
自動車	マツダ	-60,042	23	0.04%	-6,478	109	1.68%	-71,489	132	0.18%
自動車	日野自動車	-10,041	122	1.22%	-3,011	107	3.55%	-61,839	46	0.07%
自動車	日産自動車	319,221	31	0.01%	42,390	307	0.72%	-233,709	381	0.16%
自動車	トヨタ自動車	408,183	2,522	0.62%	209,456	2,446	1.17%	-436,937	3,015	0.69%
精密機器	ニコン	27,312	100	0.37%	-12,615	93	0.74%	28,055	86	0.31%
精密機器	コニカ ミノルタ H.	25,896	130	0.50%	16,931	157	0.93%	15,179	182	1.20%
その他製造	大日本印刷	25,032	2	0.01%	23,278	0	0.00%	-20,933	0	0.00%
その他製造	凸版印刷	12,153	0	0.00%	11,703	0	0.00%	-7,730	9	0.12%
商社	住友商事	200,222	234	0.12%	165,365	207	0.13%	215,078	258	0.12%
商社	豊田通商	47,169	436	0.92%	27,339	418	1.53%	40,224	437	1.09%
商社	三菱商事	463,188	1,240	0.27%	274,846	1,617	0.59%	369,543	1,303	0.35%
小売業	三越伊勢丹	2,640	280	10.61%	-63,521	299	0.47%	4,683	0	0.00%
小売業	イオン	59,688	281	0.47%	31,123	187	0.60%	-2,760	380	13.77%
小売業	ファーストリテイリング	54,354	853	1.57%	61,681	0	0.00%	49,797	0	0.00%
小売業	セブン&アイ H.	111,961	297	0.27%	44,875	369	0.82%	92,336	391	0.42%
銀行	千葉銀行	40,611	108	0.27%	37,579	0	0.00%	12,392	0	0.00%

(前頁からの続き)

単位：百万円

業 種	企業名および決算月	平成 23 年			平成 22 年			平成 21 年		
		当期純利益	費用額	比率	当期純利益	費用額	比率	当期純利益	費用額	比率
銀行	三井住友 F. G.	475,895	180	0.04%	271,559	15	0.01%	373,456	22	0.01%
銀行	静岡銀行	36,155	72	0.20%	32,755	75	0.23%	13,012	71	0.55%
銀行	横浜銀行	47,089	117	0.25%	30,946	121	0.39%	7,344	87	1.18%
銀行	新生銀行	42,650	-34	0.08%	-140,150	94	0.07%	-143,084	636	0.44%
銀行	みずほ F. G.	413,228	1,367	0.33%	239,404	1,548	0.65%	-588,814	1,187	0.20%
銀行	三菱 UFJ F. G.	583,079	3,082	0.53%	388,734	2,799	0.72%	-256,952	2,913	1.13%
証券	大和証券グループ本社	-37,331	1,226	3.28%	43,429	1,061	2.44%	-85,039	947	1.11%
証券	野村 H.	31,925	18,638	58.38%	68,086	9,737	14.30%	-780,265	16,476	2.11%
保険	NKSJ H.	-12,918	631	4.88%	—	—	—	—	—	—
保険	東京海上 H.	71,924	547	0.76%	128,418	479	0.37%	23,141	432	1.87%
不動産	三菱地所	64,219	80	0.12%	11,900	101	0.85%	45,423	75	0.17%
不動産	三井不動産	49,909	149	0.30%	60,084	157	0.26%	83,572	133	0.16%
海運	商船三井	58,277	347	0.60%	12,722	223	1.75%	126,987	381	0.30%
情報・通信	スカパー JSAT H.	4,421	0	0.00%	14,223	0	0.00%	4,047	5	0.12%
情報・通信	KDDI	255,122	402	0.16%	212,764	535	0.25%	222,736	495	0.22%
サービス・卸売	コナミ	12,934	0	0.00%	13,314	0	0.00%	10,874	12	0.11%
サービス・卸売	ヤフー	92,174	186	0.20%	83,523	190	0.23%	74,715	143	0.19%
サービス・卸売	トレンドマイクロ	17,341	2,723	15.70%	12,720	2,680	21.07%	17,638	2,404	13.63%

※ F. G. はフィナンシャルグループの略称。H. はホールディングスの略称。JX H. の数値は JX H 設立前の JX 日経日石金属のもの。費用額には販売費および一般管理費のほか売上原価、製造原価、損害調査費、電気通信事業営業費用等の項目で計上されている分を含む。

参考文献

- 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔（2006）『論点解説新会社法』商事法務。
- 江頭憲治郎（2011）『株式会社法第4版』有斐閣。
- 荻原正佳（1999）「第2部第4章報酬費用の認識時期，測定方法等」『ストック・オプション
等の会計をめぐる論点』財団法人企業財務制度研究会，374-413頁。
- 乙政正太（2001）「ストック・オプション制度と会計上の利益」『阪南論集』Vol. 36 No. 4, 79-83頁。
- 企業会計基準委員会（2002）『ストック・オプション会計に係る論点の整理』。
- 企業会計基準委員会（2005）『企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準』』。
- 企業会計基準委員会（2005）『企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針』』。
- 企業会計基準委員会（2006）改正『企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針』』。
- 企業会計基準委員会（2011）改正『企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準』』。
- 財団法人財務会計基準機構（2003）『調査レポートシリーズ No.1 わが国におけるストック・オプション制度に関する実態調査』財団法人財務会計基準機構。
- 財団法人財務会計基準機構（2011）『有価証券報告書の作成要領（平成23年3月期提出用）』財団法人財務会計基準機構。
- 斎藤静樹（2006）「株式購入オプションの会計基準とその争点」『會計』170（1），1-14頁。
- 椎葉淳・瀧野一洋（2010）「ストック・オプションの評価誤差——理論・実証研究からの示唆」『名古屋商科大論集』54（2），89-107頁。
- 鈴木大介・多辺田将（2009）「従業員等の意志決定と従業員ストック・オプションの費用認識の根拠」『麗澤経済研究』17（2），85-95頁。
- 住友信託銀行証券代行部（2010）「有価証券報告書における役員報酬開示の事例分析」『別冊商事法務 No. 349』商事法務。
- 住友信託銀行証券代行部（2011）「有価証券報告書における役員報酬開示の傾向〔平成22年・23年の事例分析〕」『別冊商事法務 No. 362』商事法務。
- 醍醐聰（2010）「ストック・オプションの費用認識の根拠と基準の再構成」『産業経理』69（4），18-27頁。

- 竹口圭輔 (2002) 「わが国におけるストック・オプションの潜在的コスト」『会計』161 (3), 131-144 頁。
- 瀧田輝己 (1995) 「財務諸表論〔総論〕」千倉書房。
- 武田隆二 (2008) 「最新財務諸表論〈第 11 版〉」中央経済社。
- 田中一嘉 (2005) 「日本企業のストック・オプション」『DIR Market Bulletin』2005 年新春号 Vol. 3, 6-51 頁。
- 田中健二 (2011) 「ストック・オプション会計再考」『会計』180 (4), 14-28 頁。
- タワーズペリン東京支店・日興コーディアル証券 (2009) 『ストック・オプション導入概況』
<http://www.nikko.co.jp/news/2009/pdf/090911.pdf>
- タワーズワトソン・日興コーディアル証券 (2010) 『ストック・オプション導入概況』
http://www.nikko.co.jp/news/2010/pdf/101228.pdf?cid=npr_nc_n2u_00019h
- 通商産業省産業政策局産業資金課 (1997) 『新規事業法とストック・オプション』商事法務研究会。
- 中村忠 (2005) 『新稿現代会計学〔九訂版〕』白桃書房。
- 野口晃弘 (2006) 「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』58 (9), 62-67 頁。
- 野口晃弘 (2008) 「ストック・オプション会計基準の課題」『会計・監査ジャーナル』631 (2), 48-54 頁。
- 野口晃弘・乙政正太・須田一幸 (2008) 「第 5 部第 19 章新株予約権の失効に伴う会計処理」須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房, 397-414 頁。
- 野口晃弘 (2010) 「二元的資本計算の可能性」『日本大学商学部会計学研究所』24, 1-12 頁。
- 花崎正晴・松下佳菜子 (2010) 「ストック・オプションと企業パフォーマンス——オプション価格評価額に基づく実証分析——」『経済経営研究』30 (4), 1-114 頁。
- 前田庸 (2003) 『会社法入門〔第 9 版〕』有斐閣。
- 三浦良造・長山いづみ・野間幹晴・伊藤正晴・千葉義夫 (2006) 「ストック・オプションの価値評価と会計基準」
http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/fs/20060301_stockoptionresearch.pdf 一橋大学大学院企業戦略研究科ワーキングペーパー。
- 山下克之 (2011) 「わが国の新興企業におけるストック・オプションの実態とその課題」『追手門経営論集』17 (1), 123-148 頁。

山田純平 (2008) 「米国と欧州における負債・持分識別問題の動向とその問題点」『産業経理』68 (2), 84-93 頁。

American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure (1948), *Accounting Research Bulletin No. 37, "Accounting for Compensation in the Form of Stock Options"*

Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee (DRSC), European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), Accounting Standards Board (ASB), Conseil National de la Comptabilité (CNC), Foreningen af Statsautoriserede Revisorer (FSR), Organismo Italiano di Contabilità (OIC) (2008) *Pro-active Accounting Activities in Europe (PAAinE), Discussion Paper, "Distinguishing between liabilities and equity"*.

Financial Accounting Standards Board (2004) *Statement of Financial Accounting Standards No. 123 (revised 2004), "Share-Based Payment"*.

Financial Accounting Standards Board (2007) *Preliminary Views "Financial Instruments with Characteristics of Equity"*.

International Accounting Standards Board (2004) *IFRS 2 Share-based Payment*.

Ohlson, J. A. and S. H. Penman (2005) "Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms' Common Stock Performance with Particular Attention to Employee Compensation Options" White Paper No.1, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis, Columbia Business School.

Stock Options in Japan's Nikkei 225 Companies

Katsuyuki YAMASHITA

Abstract

In December 2006, The Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) published ASBJ Statement No.8 *Accounting Standard for Share-based Payment* and ASBJ Guidance No.11 *Guidance on Accounting Standard for Share-based Payment*. It was proposed to require an entity to reflect in its profit or loss and financial position the effects of stock options and to require a fair value method of accounting for stock options. The fair value of stock options is estimated at the grant date, and the total amount of compensation cost recognized will be based on the number of stock options eventually vest. Those proposals are in accordance with the requirements of the IFRS 2 issued in February 2004.

Before the adaption of ASBJ Statement 8 and Guidance No. 11, the number of companies adapting stock option increased steadily. Recently, however, this number has shown little change.

In this paper, the regulation for disclosure requirements for stock options in ASBJ Statement 8 and Guidance No. 11 was discussed. In order to analyze the effect of that accounting standard, NIKKEI 225 companies were selected as samples and compared with J stock companies which are comprised of listed emerging market companies.

The paper ends with a discussion of disclosure rules in terms of the importance of accounting information and expense for stock options under the fair value method.